

☆☆ **新型コロナウイルス感染症ニュース** 第44号 2020.11.30 ☆☆

全国的に感染の第3波が広がる中、家庭内感染や経路不明の感染も増え、職場においても常に感染の危機に備えなければなりません。万が一感染が起きてしまった場合の診療所の事業持続計画（BCP）については第43号外でお知らせいたしました。日本医師会からの風評被害対策、また厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）」についてお知らせいたします。

**風評被害に関する情報提供のご依頼について（2020.11.25）**

11月17日に開催された第2回都道府県医師会長会議において、新型コロナウイルス感染症患者を診たというだけで、医療機関やそこで働く医療従事者、その家族にまで**風評被害**が及ぶといった事態が問題提起されています。日本医師会として現状を把握するため、地域の医療機関で実際に風評被害を受けている事例や、その解決、対応等につき、**情報収集**を行っています。万が一、風評被害を受けたような事例があれば**ご報告**をお願いいたします。情報が多数の場合には、日本医師会より国に対して改善を求めていくとともに、対応方法の好事例については情報共有する予定とのことです。

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（2020.11.10）**

10月2日付けの初版に引き続き、**鼻腔ぬぐい液の採取法、抗原定性検査陰性時の考え方**についてなどの追記・修正がなされた第2版が示されました。

**【検体の種類と採取】**

1. 核酸検出検査

- ① リアルタイムPCR…定量法でありウイルス量の比較や推移が評価でき、**信頼性が高い**。
- ② LAMP法等…1ステップ・一定温度で遺伝子を増幅するため、**簡便な機器**のみで実施でき、リアルタイムPCRと比較して**感度は落ちるものの、反応時間が35～50分程度と短い**。

2. 抗原検査

SARS-CoV-2の蛋白質を、**特異的な抗体を用いて検出**する検査法。陽性の場合にはウイルスが検体中に存在することを示す。抗原定性検査は、**有症状者の確定診断**として用いることができ、また**症状発症から2～9日目の症例では陰性の確定診断**として用いることができる。**10日目以降**で陰性の場合、臨床像から感染を疑う際には**必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査**を行うことが推奨される。抗原定量検査は、特異度も高く、感度もLAMP法等の簡易な遺伝子検査方法と同レベルである。

3. 抗体検査

ウイルスに対する**抗体の有無**を調べる検査である。陽性となる時期は症状出現後、**1～3週間経って**から陽性となることが知られている。一般に**感染歴の指標**に使用される。従って抗体検査が陽性であっても、その時点で被検者からウイルスが排出されていることを意味するものではない。

**【検体採取に応じた適切な感染防護】**

- ① 鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液（医療者が採取）…**医療者に一定の曝露**あり  
→フェイスガード、サージカルマスク、手袋・ガウン等が必要
- ② 唾液、鼻腔ぬぐい液（被検者が自己採取）…医療者の曝露は**限定的**  
→サージカルマスク、手袋が必要

（文責：福壽岳雄）

仙台市医師会へのご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。

FAX:022-267-5193

メール：[sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp](mailto:sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp)